**平成２５年（フ）第２４４号**
岐阜県各務原市蘇原村雨町１丁目18番地　クライスト蘇原Ｂ303
債務者　秋田　涼子
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
岐阜地方裁判所

**平成２５年（フ）第２５５号**
岐阜市旦島３丁目６番５号
債務者　吉田八重子
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
岐阜地方裁判所

**平成２５年（フ）第２５６号**
岐阜市旦島３丁目６番５号
債務者　吉田よね子
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
岐阜地方裁判所

**平成２５年（フ）第１４４号**
三重県鈴鹿市郡山町2059番地の３　９―９―３
債務者　早川智恵子
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
津地方裁判所破産係

**平成２５年（フ）第１５０号**
三重県津市高茶屋小森町1313番地２　プチメゾンリアンＡ号室
債務者　杉浦　　裕
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
津地方裁判所破産係

**平成２５年（フ）第１９５号**
兵庫県姫路市広畑区城山町1400番地85
債務者　藤田　理恵
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２５年（フ）第２９９号**
兵庫県姫路市鷹匠町甲８番地
債務者　松原　隆史
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２５年（フ）第３２７号**
兵庫県姫路市夢前町管生潤878番地61
債務者　守田真奈美
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２５年（フ）第３３４号**
兵庫県姫路市広畑区長町２丁目125番地１　ＬＭ姫路広畑805　大和田方、従前の住所兵庫県姫路市大野町43番地　パレス野里602
債務者　眞砂　嘉子（旧姓日川）
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２５年（フ）第３３８号**
兵庫県加古川市志方町廣尾1352番地、従前の住所兵庫県高砂市米田町米田414番地の１　レオパレスＭ２―203号
債務者　大西　英博
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２５年（フ）第３４０号**
兵庫県高砂市曽根町1230番地　そねホーム
債務者　渡部　麻美
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２５年（フ）第２４３号**
奈良県生駒市さつき台１丁目650番地125
債務者　北川　克治
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
奈良地方裁判所

**平成２５年（フ）第２０１号**
広島市安佐北区深川６丁目６番３号　七福神の家209号室、住民票上の住所広島市安佐北区深川７丁目15番29号
債務者　白砂キヨミ
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第３５４号**
広島県東広島市八本松町正力１番地５　菅井借家Ｂ１
債務者　山中三枝子
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第５６５号**
広島県安芸郡海田町大正町４番24―11号
債務者　奥屋　康浩
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第６６６号**
広島県東広島市西条町田口204番地63　西条ヒルズM205号
債務者　宮島　義和
1　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第８１号**
福岡県嘉穂郡桂川町大字土居1063番地
債務者　田上壽津子
1　決定年月日時　平成25年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部